

# 神奈川県野生動物リハビリテーター制度実施要領

## I 目的

特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会神奈川支部（以下、実施主体）は、傷つくなどした野生動物の救護活動を通して、科学的な野生動物の保護管理、野生動物の生息地の保全再生及び野生動物保護思想の普及啓発などを行い、もって生物多様性の保全に貢献するため、その担い手として、自然のしくみや野生動物の救護に係る一定の知識や技能を有し、救護活動に主体的に参画できる県民を「神奈川県野生動物リハビリテーター（以下、リハビリテーターという。）」として養成することとし、ここに野生動物リハビリテーター制度を創設する。

この制度は、関係法令及び神奈川県鳥獣保護事業計画に基づいて実施するものであり、これらに定めのあることのほか、リハビリテーターの養成と認定に必要な事項について、この要領で定めるものである。

## II 資格認定

### 1 リハビリテーターの区分

リハビリテーターの経験や技能に応じた活動を展開するため、2級リハビリテーター及び1級リハビリテーターを設ける。

### 2 活動内容

リハビリテーターは次の活動を行う。

- (ア) 傷つくなどした野生動物について、その救護の必要性を現場で判断し、救護が必要な場合は、収容し、応急的な一時看護後、自然環境保全センター等の救護施設への搬送を行う。
- (イ) 救護が必要な動物は、状況とリハビリテーター自身の救護能力に応じて自宅等で看護、野生復帰訓練、野生復帰までの一連の救護活動を行う。ただし、2級リハビリテーターは、別表に定める種に限る。
- (ウ) 自然環境保全センター等の救護施設で、救護されている動物の世話、野生復帰訓練などを行う。
- (エ) 野生動物の生息を脅かす要因である救護原因を調べ、その対策につながる活動を考え実施するなど、野生動物の生息地の保全に資する活動を行う。
- (オ) リハビリテーター同士の情報交換やレベルアップを図る活動を行う。
- (カ) 1級リハビリテーターは（ア）から（オ）の活動を行うほか、諸活動に係る企画や成果の発表を行う。また、共に活動する2級リハビリテーターを指導助言する。

### 3 リハビリテーターの資格

リハビリテーターになるためには、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 2級リハビリテーター

(ア) 神奈川県内在住であり、18歳以上であること。ただし、未成年者の活動にあたっては保護者の同意を要する。

(イ) 実施主体が主催する2級リハビリテーター資格養成の講習会（有償）を修了すること。

(ウ) 野生動物の保護に関心が高く、責任を持って誠実に活動できること。

(エ) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

(オ) 活動にあたってボランティア保険に加入すること。

(2) 1級リハビリテーター

(ア) 2級リハビリテーターの認定者で、別に定める活動実績を有すること。

(イ) 実施主体が主催する1級リハビリテーター資格養成の講習会（有償）を修了した者。

#### 4 リハビリテーターの認定

2級又は1級リハビリテーターの認定を希望する者は、2級又は1級リハビリテーター申請書（様式1号）を実施主体に提出し審査を受けるものとし（別に定める認定料を要する。）、実施主体は申請書に基づき審査を行い、適当と認めた場合に認定者に対し認定証を交付する。

#### 5 リハビリテーターの認定期間及び更新

(1) 認定期間

2級及び1級リハビリテーターの認定期間は、それぞれ2年とする。

(2) 更新

2の要件を引き続き満たす場合は、更新することができる。認定の更新を希望する者は、更新申請書（様式2号）を実施主体に提出し審査を受けるものとし（別に定める更新料を要する。）、実施主体は更新申請書に基づき審査を行い、更新認定者には新たに認定証を交付する。

#### 6 必要経費

リハビリテーターの活動に伴う経費は、原則としてリハビリテーターの負担とする。（講習会の受講料、認定料及び更新料を含む。）

#### 7 損害補償

リハビリテーターが活動中に自身の身体や財産に損害を受けた場合、又は他人に損害を与えた場合の補償に係る費用は、リハビリテーター自身が責任を負うこととするが、リハ

ビリテーターが加入する保険は損害賠償に対する補償を含め神奈川県ボランティア事故共済と同等以上の補償を有するものとする。

#### 8 届け出事項の変更

認定を受けた者が、その住所氏名等の記載内容を変更したときは、速やかにその旨を書面にて実施主体に届け出るものとする。

#### 9 認定の取消

実施主体は、次のいずれかに該当するときはリハビリテーターの認定を取り消すことができる。

- (1) リハビリテーターから書面により辞退の届け出があったとき。
- (2) リハビリテーターとしての要件を欠いたと判断したとき。
- (3) リハビリテーターの更新手続きをしなかったとき。

### III 救護活動について

活動にあたって鳥獣保護法等の適用を受ける救護活動については、次により行う。

#### 1 活動の流れ

リハビリテーターが行う救護活動は次の流れで行う。

##### (1) 収容

リハビリテーターは、自ら発見又は県民や関係機関からの通報により救護野生動物を確認し、その救護の必要性を判断し、収容する。救護野生動物を収容した場合は、神奈川県が定める神奈川県傷病鳥獣保護記録票を作成する。

##### (2) 看護及び野生復帰訓練

リハビリテーターは、救護野生動物を収容後、看護、野生復帰訓練を行う際には、講習会の内容等を参考に適切に行う。なお、治療にあたっては救護施設又は協力動物病院に依頼し、又は指導を受けることとする。

##### (3) 野生復帰等転帰

リハビリテーターは、機能が回復し野生復帰が可能となった場合、又は看護、リハビリ中に死亡した場合は、実施主体に連絡するとともに必要事項を記入した神奈川県傷病鳥獣保護記録票を提出する。なお、2級リハビリテーターにあつては野生復帰の適否について、実施主体又は1級リハビリテーターや救護施設の指導を受ける。

##### (4) 状況確認等

###### ア 情報の共有

看護、野生復帰訓練中は、リハビリテーターは、実施主体に連絡するとともに看護、リハビリ中は飼養状況に係る情報を共有する。

###### イ 状況確認

救護野生動物が適切な飼育環境下で看護、リハビリが行われているか又リハビリテーターが活動にあたって解決困難な事項が無いかを確認するため、必要により実施主体（対象が2級リハビリテーターの場合は、1級リハビリテーターによるものも含む。）は、リハビリテーターの施設を訪問して必要な指示を行う。

## 2 救護活動にあたっての遵守事項

リハビリテーターは、救護活動にあたっては特に次の事項を遵守するものとする。

- (1) 活動中は認定証を提示できるようにし、特に自宅での救護野生動物の看護、リハビリ中は、捕獲許可等関係の書面を適切に提示又は保管し、違法愛玩飼養の誤解を受けないように十分に注意すること。
- (2) 救護野生動物を実施主体の承諾を得ずに第三者への譲渡及び看護、リハビリの委託を行わないこと。ただし、県外へ転出等やむを得ない事情により看護、リハビリの継続が困難な状態になった場合は、実施主体に連絡すること。
- (3) 悪臭、騒音等の発生及び看護、リハビリ中の野生動物の逸走を防止するように努めること。
- (4) 救護野生動物の病状が悪化した等状態に異変が起きた場合は、実施主体又は救護施設等の指示を仰ぐこと。
- (5) 救護個体の取扱い及び当制度に係る諸活動等について関係行政機関や実施主体が行う指示に従うこと。

## 3 リハビリテーターの活動年次報告

リハビリテーターは、活動実績票（様式3号）を年度ごとにまとめ実施主体に提出する。

## IV その他

この要領に定めのないことについては、実施主体と関係行政機関が協議して決めるものとする。

## V 実施主体の事務局

特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会神奈川支部（WRV 神奈川支部）

〒211-0042 川崎市中原区下新城 2-1-28 野生動物ボランティアセンター内

TEL : 044-777-8243 FAX : 044-777-8368 e-mail : kanagawa@wrvj.org

## 附 則

1. この要領は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

\* II 2 別表に定める種：スズメ、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、キジバト